

○国立大学法人筑波大学成果有体物取扱規程

〔平成17年3月24日〕
〔法人規程第37号〕
改正 平成20年法人規程第30号

国立大学法人筑波大学成果有体物取扱規程

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 提供及び受入れ（第5条－第10条）
- 第3章 補償（第11条－第13条）
- 第4章 雑則（第14条－第16条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学知的財産規則（平成16年法人規則第12号）第10条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）における成果有体物の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この法人規程において「有体物」とは、空間の一部を占めて有形的存在を有するものをいう。

2 この法人規程において「成果有体物」とは、学術的価値、財産的価値その他これに準じる価値のある材料、試料（微生物、植物、土壌及び岩石を含む。）、試作品、モデル品その他の有体物（論文その他の著作物に関するものを除く。）であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 研究開発の際に創作又は取得されたものであって、当該研究開発の目的を達成したことを示すもの
- (2) 研究開発の際に創作又は取得されたものであって、前号に規定するものを得るために利用されたもの
- (3) 前2号に規定する創作又は取得に際し派生して創作又は取得されたもの

3 この法人規程において「創作者」とは、職員のうち成果有体物を創作又は取得した者をいう。

4 この法人規程の適用については、成果有体物の子孫又は増殖物は、成果有体物とみなす。

（権利の帰属）

第3条 職員が研究開発その他の職務の過程において、法人の施設、設備又は経費を使用して創

作又は取得した成果有体物については、原則として、法人に当該成果有体物に係る権利が帰属するものとする。

(成果有体物の管理)

第4条 法人に権利が帰属する成果有体物については、当該成果有体物の創作者が、その管理を行うものとし、創作者は、当該成果有体物を、その特性に応じて適切に維持、保管しなければならない。

第2章 提供及び受入れ

(学術研究を目的とする提供又は受入れの取扱い)

第5条 創作者は、学術研究のために必要があると判断した場合には、法人の職員又は法人以外の機関との間で、成果有体物の提供（譲渡又は貸付をいう。以下同じ。）又は受入れ（譲渡又は貸付を受けることをいう。以下同じ。）を行うことができる。

第6条 前条の規定により創作者が法人以外の機関との間で成果有体物の提供又は受入れを行う場合において、当該法人以外の機関が法人との契約の締結を求めるときは、法人と法人以外の機関との契約に基づき、これを行うものとする。

(産業利用を目的とする提供の取扱い)

第7条 創作者は、産業利用のために必要があると判断した場合には、法人以外の機関等に対し、成果有体物の提供を行うことができる。

第8条 前条の規定による成果有体物の提供を行う場合は、原則として有償とするものとし、法人と法人以外の機関等との契約に基づき、これを行うものとする。

(法人以外の機関において創作又は取得した成果有体物の取扱い)

第9条 職員は、法人以外の機関において成果有体物を創作若しくは取得し、又はそれに関わる情報を知り得た場合には、当該法人以外の機関の定めるところにより、当該成果有体物を適切に取り扱わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、法人以外の機関において自ら主体となって行った研究開発により創作又は取得した成果有体物については、当該法人以外の機関の定めるところにより許容される範囲内で、当該成果有体物に係る権利等の確保のための適切な要求をしなければならない。

(提供及び受入れの制限)

第10条 職員は、成果有体物が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該成果有体物の提供又は受入れを行ってはならない。

(1) 関係法令又は法人規則等に違反するもの

- (2) 国及び法人の定める倫理指針に違反するもの
- (3) 法人以外の機関の研究者が創作又は取得したものであって、当該法人以外の機関において提供が禁止されているもの
- (4) 個人の情報が特定され得るもの
- (5) 生命に対し危険が生じるおそれのあるもの又は環境に重大な影響を与えるおそれのあるものであって、その安全対策及び防止対策が確保されていないもの
- (6) その他法人が提供又は受入れを禁止したもの

第3章 補償

(補償金の支払)

- 第11条 法人は、第8条に規定する契約により得た収入から創作者が成果有体物の創作又は取得に要した法人の経費を控除した金額が10万円を超える場合において、当該創作者から請求があったときは、実施補償金を支払うものとする。
- 2 知的財産規則第6条第2項の法人の予算として配分を受けることができるのは、前項の実施補償金が支払われる場合に限るものとする。
 - 3 知的財産規則第6条第2項の申出は、創作者が第13条第1項又は第2項の規定に該当することとなったときは、変更の申出があったものとみなす。
 - 4 実施補償金の額は、国立大学法人筑波大学職務発明規程（平成16年法人規程第5号）別表第2を準用して算出した額とする。

(共同創作者に対する補償)

- 第12条 前条第1項の実施補償金は、当該実施補償金を受ける権利を有する創作者が2人以上あるときは、それぞれの持分に応じて支払うものとする。

(退職又は死亡した場合の補償)

- 第13条 第11条第1項の実施補償金を受ける権利は、当該権利に係る創作者が退職した後も存続する。
- 2 前項の権利を有する創作者が死亡したときは、当該権利は、その相続人が承継する。

第4章 雑則

(報告)

- 第14条 創作者は、第5条の規定に基づく成果有体物の提供又は受入れ（職員との間における提供又は受入れを除く。）を行った場合は、毎年度、当該提供又は受入れに係る記録を取りまとめ、法人細則で定める様式により、所属長を経て学長に報告するものとする。

(退職に伴う成果有体物の処分)

- 第15条 創作者は、退職により法人の職員としての身分を失ったときは、当該法人の職員であ

った期間中に創作又は取得した成果有体物について、法人細則で定める様式により、所属長の了承を得て、処分することができる。

(法人細則への委任)

第16条 この法人規程に定めるもののほか、成果有体物の取扱いに関し必要な事項は、法人細則で定める。

附 則

この法人規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平20.3.31法人規程30号)

この法人規程は、平成20年4月1日から施行する。